

市立青梅総合医療センター使用条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年6月13日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

出生前に胎児の状態、疾患等を調べることを目的として遺伝カウンセリングおよび遺伝学的検査を実施するため、当該使用料を新設したいので、この条例案を提出いたします。

市立青梅総合医療センター使用条例の一部を改正する条例

市立青梅総合医療センター使用条例（昭和34年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第20号を第21号とし、第11号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 出生前診断料

遺伝カウンセリング（初回） 1件 10,000円

遺伝カウンセリング（2回目以降） 1件 5,000円

出生前遺伝学的検査 1件 105,000円

第4条第2項中「同項第20号」を「同項第21号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。